

平成24年(ワ)第2049号 遺骨返還等請求事件

原告 城野口ユリ 外2名

被告 国立大学法人北海道大学

第2準備書面

平成25年8月26日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 市川守弘 代

同 今橋直 代

同 難波徹基 代

同 毛利節 代

同 皆川洋美

第1 被告第1準備書面に対する認否

- 1 第1は、認否の限りではない。
- 2 第2、1項及び2項は不知。
- 3 第2、3項(1)ウは否認し、その余は不知。

被告は、「これらの文書(甲1ないし3:筆者注)が作成された当時、それがいかなる文書あるいは資料に依拠して作成されたのかを、被告大学は関係者からの事情聴取などの方法で調査したが、現時点においてもそれが解明されていないために、被告は『基資料』を発見することはできず現在でもその存在は確認されていない」旨主張している。

しかし、甲2号証も甲3号証もいずれもパソコンのエクセル等のソフトを使用して作成された資料であることは明らかである。とりわけ甲2号証は「*平成13年9月3日、北海道ウタリ協会門別支部に引渡し」との記載があることから、平成13年9月以降に作成された文書であることは明白である。

言うまでもなく被告は、国立大学として高等教育と並んで、学術研究とその資料の収集をまさに主たる使命としているものである。戦前の遺骨発掘当時の文書の作成経緯であればまだしも、「平成13年当時の文書の作成経緯や資料が不明」などという事態は、およそ学術研究機関としてはあり得ない。まして、乙12号証82頁にも記載されているとおり、昭和55(1980)年以降は、海馬沢博士から違法発掘を指摘され、様々な調査要請がなされていたものであるし、平成20年には、原告小川隆吉より遺骨発掘に関する文書開示要請がなされていたものである。

このような経緯の中において、関係文書の基資料が散逸するだとか、作成経緯や作成者も不明などといったことはおよそあり得ない。

少なくとも、文書の作成者、作成経緯、資料の保管者、並びに資料散逸のおおよその時期及び理由(廃棄にしたのか、持ち去られたのか、遺失したのか)等については、当然に分かっている事実であって、被告は当然にかかる事実をまず開示すべきである。「『基資料』を発見すること

はできず現在でもその存在は確認されていない」等との無責任な答弁で済まされる問題ではない。

4 第2, 4項について

ア (1)及び(2)は, 認否の限りではない。

ただし, 後述するように, 原告らが返還を求める遺骨について, 誰から承諾を得たのかについて, 乙12における直接の記載はない。

イ (3)は, かかる道庁令83号が発されたことは認める。

ただし, 原告らが返還を求める遺骨が, かかる道庁令に従って発掘されたという趣旨であれば否認する。

道庁令83号が発される前に発掘されたものもあるほか, 昭和25年までの間に発掘されたとしても, いずれにしてもかかる許可を得て発掘されたものではない。

道庁令83号に基づく発掘については「承諾書」の提出が必須であり, かつ許可を得させて初めて適法となるものであるところ, これまでの文書開示請求において, 遺骨発掘に関わる文書として, 承諾書や許可証は公開されていないことから, かかる文書は存在しないものといえる。

したがって, 原告らが返還を求める遺骨と道庁令83号とは無関係であると言わざるを得ず, 被告の主張は失当である。

ウ (4)は, それぞれ, 乙12等にかかる記載があることについては認める。

ただし, この記載の全てにおいて原告らが返還を求める遺骨についての記載ではないことから, 被告の占有権原を基礎づける事実とはならない。

また, 遺骨とは無関係な者や土地所有者の同意を得たとしても, 既に埋められた遺骨を発掘することの適法性や, 被告の占有権原を基礎づけることにはならない。

そして, それぞれの地域について, 同意を得た者が異なっているというのであれば, 原告らの返還を求める遺骨について, 何らかの推認力が働くものではないというべきである。

第2 釈明を求める事項

- 1 道庁令83号による許可について、答弁書記載のように「同令の定める条件である明確な所有者、管理者、占有者からの承諾が無かった」ことを否認する、すなわち、原告が返還を求める遺骨の一部についてでも、被告の占有権原を基礎づける事実として主張されるのであれば、かかる許可を得た事実につき、原告が返還を求める遺骨との関連性と共に具体的に主張及び立証をされたい。
- 2 また、この許可に関わる書証があるのであれば、これまでの文書開示において、当該書証が公開されなかった理由についても明らかにされたい。
- 3 甲1ないし3号証に関して、文書の作成者、作成経緯、資料の保管者、並びに資料喪失のおおよその時期及び理由（廃棄にしたのか、持ち去られたのか、遺失したのか）等を明らかにされたい。

第3 原告の主張

1 現に墓として使用されていた事実について

原告らが返還を求めている遺骨は、杵臼共同墓地（浦河町字杵臼542番地）において埋葬されていた遺骨である。

かかる墓地は、町営墓地であり、明治時代にかかる場所へ杵臼アイヌの墓地全ての移動を強制されたものであって、原告らが幼少時には既に墓地として利用されていたものである。

そして、現在もなお、「富菜」「向井」「小川」といったアイヌの墓が建造され、墓地として使用されているところである。

そのため、原告が返還を求めている遺骨が埋葬されていた当時においても当然墓地として利用されていたものであって、児玉らが発掘した当時には、一見して現在もなお利用されている墓地である事が明白であった。

また、土地の高低差により、和人の墓を建てる場所とアイヌの墓を建てる場所は区別されていたが、アイヌの墓にはクワという墓標が建てら

れていた。これは木製で、容易に腐敗するものでなく、これのある箇所が墓であることは当然明らかであるし、クワは和人の卒塔婆や墓石とは外形上全く異なるものであるから、アイヌの墓であるということも当然明らかであった。

そのため、捨て置かれた墓や古墳とは性質を異にする場所であったというべきである。

児玉は、かかる事情を認識し、現在使用されているアイヌの墓であるということを理解しながら、埋葬されたアイヌ人骨を発掘したのである。

2 アイヌ協会各支部への返還と差異を設けるべき理由はないこと

被告は、第1準備書面3頁において、アイヌ協会各支部に対して返還の希望の有無を照会した上、希望のあった5支部へ返還したものであると主張する。

かかるアイヌ協会各支部が、当該発掘地域の「祭祀承継者」であるかどうかについて、被告が確認したという事実はない。

そうであるにもかかわらず、各支部に発掘した地域に該当する遺骨を返還したのである。

そうであるならば、原告らが返還を求めている遺骨について、原告らが「祭祀承継者」に当たるかどうかを検討するまでもなく、杵臼地区から発掘された遺骨について、杵臼地区に返還をすることもできるはずである。

これを総有と評価するべきかはともかくとして、原告らに杵臼地区から発掘された遺骨を返還することができることは、被告自らが過去認めたものであるといえる。

のみならず、遺骨という存在の神聖性に鑑みても、被告において、杵臼墓地からの遺骨採取の合法性・適法性を主張立証できない以上、あるべき場所に戻すのが、法律以前の、学術研究機関としての最低限のモラルと言うべきである。被告が「アイヌの方々のご遺骨のすべてを…すみやかにお渡しすることを切に希望しており」といいながら（答弁書最終段落）、従前と態度を変え「祭祀承継者」に拘泥するのは、原告らの

遺骨返還に応じることのできない(応じたくない)何らかの意図があると評価するほかない。

以上